



面会交流で離婚親子の支援を

近藤みち子さん (74)

NPO法人岡山家族支援センターみらい理事長

● 支援内容とは。

「夫婦同士で連絡が取れないほど関係性が悪い場合、代わりに連絡調整して別居親への受け渡しだけを行う『受け渡し型』と、面会にも同行する『付き添い型』などを行つており、現在31件を支援中。今までに1歳未満の乳児も担当したが、大抵は幼稚園や小学校低学年の子どもだ。支援時は子どもの安全を第一に考え、必ず2人以上の支援員で対応している。発達障害児や子どもとの接し方が分からぬ親の場合には、専門資格を持つた支援員を担当にするなどの配慮をしている。面会に付き添う場合は基本的に見守る形だが、間を取り持つた方がよいときは会話に入ったり一緒に遊んだり、臨機応変に対応する」

● 面会交流の必要性は、「離婚する夫婦は余裕がなくて子ども

暮らす親と子どもの面会交流が初めて明記された。13年6月に弁護士や家庭裁判所の調停員などで設立したNPO法人岡山家族支援センターみらい(岡山市)は、離婚した夫婦の関係性が悪い場合に連絡役を担い、子どもの受け渡しや面会時の付き添いなどを行つていている。支援の意義や課題について、近藤みち子理事長に聞いた。

【聞き手】川村 碧・岡山支局

のことまで考えられないことが多い。

親の精神状態を抜きにして子どもだけ幸せになるということはあり得ないので、支援員は父親だけ、母親だけのことを考えるのではなく、子どもを真ん中に据えて、相手の気持ちに寄り添うことが大事。今まで支援した中で、子どもが父親を怖がって会いたくないと言つていたのに、実際面会してみたら楽しく遊んだケースがあつた。一緒に住んでいる親の感情をくみ取つて本当の気持ちを言わぬ子どももいる。逆に長く会つていないと、別居親を理想化してしまう場合もあるようだ。うそをつき別居親に会わせない親もいるが、子どもがその事実に気付けば信頼関係が崩れる。面会交流は双方の親が子どもを大事に思つてることを伝える愛の贈り物。もつと多くの離婚夫婦が面会交流をするようになればいい」

2011年の民法改正で、離婚後の子の監護に関する事項として、離れて

暮らす親と子どもの面会交流が初めて明記された。13年6月に弁護士や家庭裁判所の調停員などで設立したNPO法人岡山家族支援センターみらい(岡山市)は、離婚した夫婦の関係性が悪い場合に連絡役を担い、子どもの受け渡しや面会時の付き添いなどを行つている。支援の意義や課題について、近藤みち子理事長に聞いた。

● 今後の課題は。

「弁護士や家庭裁判所調停員、臨床心理士などの正会員が38人いるが、支援員として活動しているのは十数人。支援員が足りないので数を増やしていただきたい。現在のメンバーは離婚夫婦や相談業務に関わった経験者が多いが、広く支援員を募ることになれば研修を行う必要がある。面会交流の申請受け付けや事前面談時の説明の仕方といった初步的な部分を行う実践研修と、ペテラン支援員の面会交流支援に同行して、支援員の面会交流支援に同行し、親への対応などを学ぶインターネット研修を行つていただきたい。資質として大切なのは、批判するのではなく温かく寄り添う姿勢。面会交流時の親子の緊張を解きほぐすような対応が求められる。一方で、交流時に問題があれば厳しいことも指摘しなくてはいけない。現在の支援員には2カ月に1回研修を行い、困難だった事例の対応を共有したり、支援を受けている親の話を聞いたりして勉強を重ねている。しかし、中には自分の子どもに自由に会えないいら立ちを支援員にぶつけたり、再婚して面会を拒否したりする親もいる。その場合にどう対応するか、勉強していくかな